

2023年3月吉日

御取引先各位

出光エナジーソリューションズ株式会社
管理部長 安本 裕也

インボイス制度における事業者登録番号のお知らせおよび制度対応に伴うお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2023年10月1日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定されております。これにより税務署長に申請し登録を受けた課税業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となつてまいりますので、貴社におかれましても早めの準備をお願いいたくご連絡申し上げます。

また、弊社では先立って適格請求書発行事業者の登録を行いました。ここに番号をご案内致しますので、ご査収のほどお願い申し上げます。

なお、弊社複数部門とお取引いただいている場合には、弊社からのご案内が重複している場合がございますが何卒ご容赦願います。

敬具

記

1. 弊社の登録番号

T 4 0 1 0 4 0 1 0 3 5 8 6 2

2. 弊社の適格請求書の対応について

(1) 現在請求書を発行しているお客様へ

弊社では、10月以降に発行する請求書について、適格請求書の要件を満たす請求書となります。納品書、前受金計算書については、適格請求書の要件を満たしませんのでご注意ください。立替金のあるお客様には、請求書と合わせて立替金精算書を作成させていただきます。立替先の適格請求書の写し送付につきましては、対応出来かねますので何卒ご容赦願います。

また、消費税の端数処理が請求書単位に変更となることから、商品ごとの消費税額表示を取りやめませんが、明細が必要なお客様は参考値としての明細を別途お送りしますので、担当営業までご連絡ください。

なお、請求書については、WEB請求書（電子インボイス）にも対応しておりますので、この機会に変更をご検討ください。（ご希望のお客様は担当営業までご連絡ください。）

(2) 現在請求書を発行していないお客様へ

2023年10月以降、原則としてすべてのお客様へ弊社の請求書を発行させていただきます。貴社指定請求書や、仕入明細書（いわゆる逆請求書）をご希望されるお客様につきましては、適格請求書の要件を確認させていただきますので、担当営業部門までご連絡をお願い致します。

(3) 振込手数料ご負担のお願い

インボイス導入後は振込手数料を弊社負担する場合、原則として貴社から立替請求書を交付いただくか、弊社から返還インボイスを交付する対応が必要となり、経理業務の煩雑化につながりますので、大変申し訳ございませんが、2023年10月以降は貴社にてご負担いただきますよう、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

弊社HPにも対応方針を掲載しております。随時更新してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。(URL : <https://www.idemitsuenergysolutions.com/>)

以上

(以下ご参考)

【適格請求書申請予定のお取引先様へ】

2023年10月1日の制度導入より「適格請求書発行事業者」となるためには、原則として2023年3月31日までに登録を受ける必要があります。お早めに登録のご検討をお願い申し上げます。

【適格請求書の要件】

- (1) 適格請求書には一定の事項を記載する必要があります。
- (2) 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます。(免税事業者は登録不可。)
- (3) 消費税の端数処理の計算ルールが変わります。

制度詳細は顧問税理士等にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ(下記URL)をご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm